

## 「犯罪被害者等基本計画」に対する

### 法務・厚労大臣への「要請書」を提出

法務省は、4月1日付けで「第4次犯罪被害者等基本計画」を施行しました。この「基本計画」は「犯罪被害者等基本法」の具体的な施策について5年毎に改定されますが、当会では「基本計画(案)」に対して昨年11月にパブリックコメントを提出し、刑法39条不起訴事件の被害者に対しても、「医療観察法」等における被害者支援の運用改善を要望しました。このパブリックコメントに対し所轄官庁の警察庁はホームページに全文掲載し、策定専門委員会への回答対応を報告・検討等真摯に対応して頂きました。しかし、結果的には「基本計画」には殆ど反映されず課題が残されました。

このため当会として改めて刑法39条不起訴事件の被害者への法的支援を求めて6月15日に法務・厚労大臣への「要請書」を提出しました。基本的な要請内容は、「基本計画」で「犯罪被害者等への支援は、加害者の別、犯罪の種別、起訴・不起訴の別等による限定を一切してない」としているにも拘わらず実質的に加害者の処遇情報等について制限・排除しているのは問題。「医療観察法」における被害者への情報提供について迅速な運用改善を。刑法39条不起訴事件の被害者に対する法的支援について法務大臣が「法制審査会」等に諮問し、被害当事者の意見を聴き具体的に検討を等としています。

## 「第7回刑法39条、医療観察法を考えるシンポジウム」の開催～9月5日(日)札幌市教育文化会館

恒例の「刑法39条、医療観察法を考えるシンポジウム」を9月5日札幌市教育文化会館で開催致します(詳細別紙チラシ参照)。コロナ感染予防に万全を期して定数1/2の79名に参加を制限、座席の間隔、受付等配慮しておりますので是非ご参加願います。参加申し込みはチラシの参加申込書でお願いします。

【連絡先】精神障害者の自立支援を考える会 代表 木村 邦弘

〒060-0004 札幌市中央区北4条西13丁目1番地90 ダイアパレス植物園Ⅲ901号

FAX: (011) 272-7188 携帯: 090-2073-0831 メール: kimura-himawari@kfa.biglobe.ne.jp

第7回刑法39条、医療観察法を考えるシンポジウム 2021

## 刑法39条被害者支援の現状と課題

主催：精神障害者の自立支援を考える会

協賛：(社)北海道精神保健福祉士協会・(社)北海道ピアサポート協会

2014年に精神障害者福祉施設で職員が殺害された事件から7年が経過し、被害者の知る権利は大きく前進しました。本年4月に「第4次犯罪被害者等基本計画」が施行され新たなステージを迎えています。今年も下記の内容にて「刑法39条・医療観察法を考えるシンポジウム」を開催致しますので是非ご参加をお願い致します。

時・所

9月5日(日) 13:00~15:30 (受付開始: 12:30)

札幌市教育文化会館 4F 大講堂

札幌市中央区大通り西13丁目

(地下鉄東西線西11丁目駅1番出口徒歩5分)

<基調報告>

「刑法39条、医療観察法における被害者支援の現状と課題」

精神障害者の自立支援を考える会 代表 木村 邦弘

<特別講演1>

「北海道における医療観察法医療の現状と課題」(予定)

賀古勇輝氏(北海道大学病院精神科神経科講師)

<特別講演2>

「第4次基本計画における被害者の尊厳・権利の課題」

山田廣弁護士(犯罪被害者支援弁護士フォーラム代表)

感染予防対策のため定員を収容数の1/2の先着79名とします。又受付及び会場内においてソーシャルディスタンス

や検温・消毒にご協力願います。

下記記入の上、FAX又はEメールにてお申込み願います。

FAX: 011-272-7188

Eメール: kimura-himawari@kfa.biglobe.ne.jp

講演

13:00~15:30

定員

79名

参加申込

参加申込書

申し込み日: 月 日 受付NO: \_\_\_\_\_

(フリガナ) お名前	( )	性別: 男 女
所属・勤務先名		20代 30代 40代 50代 60代
勤務先又は 居住地住所	札幌市: 区 その他: 市(郡) 町	職種: 電話:( ) — FAX:( ) —